



が、かりに二箇年間の改革期間を経たあとにおきましても、当然これは行政廳の経費は國庫から支弁することが妥当である。こういう見解には何ら間違はないと確信するものであります。今まででさえ、水產廳におきましては漁業権の更新免許にいたしましても、その運用上の費用は官廳が國費をもつてこれをまかなつて來ておるのでありますまして、受益者にはこれを負担せしめていなかつた。今回の漁業権改革を実施するため、あらためて性格がかわつて來たものではないとわれくは考えるのであります。この漁業調整委員会が行政廳でなくして、單なる民間諮問機関でありますならば、受益者がこれを負担するということの理論も成立つわけでありますけれども、行政廳としての性格を持つものでありますならば、当然これは國家の経費で支弁するのが当然であります。この点は本委員会としてはとうてい納得の行かない点でありますので、今後の委員会の審議にあたつて、十分慎重に考慮すべき点だと考えるものであります。

まお話をありましたように、実質的な決定権を持つ権威のあるものでありますして、この決定の線に沿いまして、行政官廳のそれべくの行政処分をすると

なぐあいにこの選任方法を改める御意  
思があるかどうか。この点をお伺いし  
たい。

○久宗説明員 学識経験委員の選任方  
法でありますと、現在法文上この点を  
明確にすることもで考えておりませ  
ん。ただ当然御趣旨通りであるべきで

うことになつておりますて、たとえは  
今お話のあまのよななものにつきましては、当然こういう規定の適用により  
まして、その範囲が拡張されまして、  
選挙権、被選挙権を持つことになると思  
います。

する規定をあとへ設けたわけでござります。一應現在のままでいいと考えております。

それから第二の点でございますが、それはこういう御質問であつたと思えます。すなわち共同漁業権その他の漁業権につきまして、協同組合が與えてお

その運用上の費用は官廳が國費をもつてこれをまかなつて來ておるのでありますて、受益者にはこれを負担せしめていなかつた。今回の漁業権改革を実施するため、あらためて性格がかわつて來たものではないとわれくへは考へるのであります。この漁業調整委員会が行政機関でなくして、單なる民間諮

が調整すべき事項は、今回の漁業権に関する調整だけでなく、その海区におけるところの許可漁業につきましても、全般にわかつて審議するところの機関と解釈してよろしいのであるかどうか。この点も明確にしておきたいと思います。

あつて、学識経験委員を漁民の最も支  
持する学識経験者の中から選任すべき  
であると思つております。

選挙権、被選挙権の解釈を、「当然漁民である限りは、船を使おうと、使うまさないと、與うべきである」という見解をもつていたしまするならば、この漁船を使用するという限定條件は削除して、漁民である以上選挙権、被選挙権を與えるべきであると思いますが、この占を修正なさる御意はないかどうか伺いたいことを重ねてお伺いいたします。

という規定がございます。そういう場合は、協同組合に入つていらない者の保護に欠けやしないだろうかといふ御質問であつたと思ひますが、この点につきましては、漁業権が分割できませんので、どうしても基本的な地元の漁民といふものの團体に與えようとしたまます場合に、協同組合ということを考へざるを得なかつたわけでございまして、ただそれが加入、脱退の自由で

しての性格を持つものであります。ならば、当然これは國家の経費で支弁するのが当然であります。この点は本委員会としてはとうてい納得の行かない点でありますので、今後の委員会の審議にあたつて、十分慎重に考慮すべき点だと考るものであります。

業権に限られておるわけであります  
が、その漁業調整の仕事といたしましては、その海区に関する漁業の一切について権限を持つわけでありまして、それは指示というような方法によりまして漁業調整にあずかるわけであります。それから許可漁業についても同様です。それでもまた自由漁業についても同様です。そこでありますから許可漁業についても同様です。そこでありますから許可漁業についても同様です。

までもなく漁船を使用しなくとも、磯浜におきまして海藻とかあるいは貝類とか、そういうようなものを採取する漁民もあるのであります。そういふ漁民諸君には選挙権及び被選挙権はなつかどうか。この点をお尋ねいたしました。

なものにつきまして、その共同漁業協同組合に加入しないところの非組合員を免許されたところの協同組合員と協同組合に加入しないところの非組合員たる漁民との間に、何らかの組合の規定なりあるいは内規なりによつて制限を設けるというようなこと等が行なはせぬかということを憂慮するものであります。これに対する当局のお考えはどうであるか。この点をお伺いしたいと思います。

るという点をどう調整するかということですが問題であつたわけでござります。そこで今度の法律によりまして、なれば根付漁業といったようなものにつきまして、当然組合に入らぬものもとつていている場合があるわけでござまして、そういうような組合員と組合員以外の人との関係については、これは当然漁業調整委員会が直接に指示いたしまして、その間を調整して行く

の構成の点であります。漁民委員は漁民の選挙によつて選任する。これは異存がないのでありますが、学識経験ある公益代表委員、これらの選任にあたりまして、知事が天くだり的に選任する方法はいかがかと考えるのであります。これを知事が天くだり的に選任をせずに、直接選挙によつて選ばれましたところの漁民委員の推薦者の中から、知事がこれを選任するというような民主的な方法をとつてはいかがかと考えるのでありますが、当局はさよう

ておりますが、これは漁船を所有しているという意味ではないのでありますて、漁船を使うという点をここに明らかにしているわけであります。ただこの場合今のお話のように、漁船を使用しない場合はどうなるかという点につきましては、八十六條の二項におきまして、ある海区で特殊な事情があります場合には、その海区の委員会の意見を聞きまして、第一項にきめましたような選挙権及び被選挙権の範囲を拡張し、または限定することができるとい

○久宗説明員 第一の御質問の、漁船の使用するといふ点を修正する意思があるかどうかというお話をござりますが、この点につきましては、たとえば農業のようにはつきり何町歩持つて、とかいうような明確な規定ができるませんので、従事日数と漁船という二つの基準を置いたわけであります。ここで考えますのは、いわゆる純粋な漁業というものを規定するために、こうした文句を用いて、それによつて非常に不都合が起ります場合に、それを緩和

その他の漁業協同組合が免許をつゝ  
参ります場合に、免許をとつたあとこ  
れに入りたいといふような問題が出  
來た場合とか、あるいはある組合だけ  
が持つておつて、他の組合がむしろも  
同して持ちたいといったようなものじ  
必要なのでございまして、この点は各  
漁業権の内容によりまして、一部の  
のが独占すること、あるいは組合員と  
組合員外の者との間に非常な差別待遇

が起るというような面についても、調査の規定を置いているわけであります。

○鈴木(善)委員 この根付漁業の漁業権を協同組合に與えるという当局の御趣旨は十分わかりますが、その協同組合が漁業権を獲得いたしました場合に、その運用にあたりまして、組合員たる者と非組合員との間に差別待遇を設けることになりますと、協同組合に対する漁民の加入脱退自由の原則が制約を受けることに相なるわけでありますまして、これは海区漁業調整委員会の指示によつて、初めて非組合員たる漁民が擁護されるのでなくて、当然にやるのが法の精神であるべきであると考へるのであります。たとえば根付業権等の行使はできる、こういうふあります。

○久宗説明員 ただいまの御質問であります

りますが、協同組合の規定の中自体に、正当な事由がなければ、加入脱退を拒んではいけないという規定がありますので、一般的にはその問題で片づけであります。ただこの場合に、

権利と直接結びつきますので、その点をもつとより明確にしなければならぬものを、権利として第三者の侵害から守るために、特に権利化しなければならぬ、そのためにこの共同漁業権の中繰入れられてありますので、その場合の問題につきましては、権利主体を明確にしておく必要があると思いま

す。ただその場合に、なおかつ今おつ

しゃいましたような組合は、海区の関係でどうなるかという点につきまして

問題が起りますので、これも一般的に

は漁業権の行使が適切であるかどうか

であります。たゞその際には法文の

中にうたいまして、條文は第十四条の

八項でございますが、そういう場合に

は、組合員と組合員でないものとの関

係において、共同漁業権の行使を適切

にするために必要な指示をするかとい

う点を――これは法律的に申します

と、一應二重になつておりますが、特

に明確にその條文の必要に近いところ

で規定したわけであります。

○石原委員長 ちょっとと鈴木君にお詫

りいたします。今安本の生活物資局長

中止して、この方面的質疑をやつてい

ただいたらと思います。――御異議が

なければ、どうか安本の生活物資局長

並びに物價廳第二部長に対して御質疑

を願います。

○奥村委員 農林大臣にも質問がある

のです。

○石原委員長 では農林大臣に願いま

す。

○奥村委員 農林大臣にも漁業法及び同

施行法に対する政府の根本的な方針に

ついて承りたいと思ひます。

申すまでもなく、漁業法はわが水産

行政についての憲法とも言ふべきもの

と思うのであります。旧漁業法はこの

法施行によつて改正される。この漁業

法の精神について、一つは民主化を促

進する、一つは生産力を向上させる、

こういうふうに言つておるのであり

ます。しかし民主化と生産力増進と

は、必ずしも両立はしないと思うので

あります。この法を作成するにあたつて、政府としてはいたずらに机上のプロンに墮しておるのではないかという

問題であります。

その一つの

疑念を持つのであります。

私は漁業協同組合であります。たゞその

組合員と組合員でないものとの関

係において、共同漁業権の行使を適切

するための必要な指示をするかとい

う点を――これは法律的に申します

と、一應二重になつておりますが、特

に明確にその條文の必要に近いところ

で規定したわけであります。

○石原委員長 ちょっとと鈴木君にお詫

りいたします。今安本の生活物資局長

で規制したわけであります。

て農林省は机上の空論を描いておるわけではないのであります。從來の漁業の經營があまりにも非民主的であつたことから考へて、この法案の構想しておることが、今日の民主主義の立場から妥当である。こうう考へを持つておいては何ら文句はあるまい。しかし同組合に自営さることははなはだ危険である。なるほど大漁が続いた場合においては、何ら文句はあるまい。しかし不漁続きの場合には、自営が危険になつて、いろいろの障害が出て來ることとと思うのであります。これは個人經營をいたしておりまして、共同經營をしておりましても、漁、不漁、ということはどうも天然自然の力に支配されることが多いのですから、これは一概に論ぜられないのです。そこで、ただ協同組合といふものに第一の特權を與えて自営せしめるということにいたしましたことは、民主主義的な立場から協同組合といふものが、眞に漁業者が打つて一丸となつて、同一の目的を遂行するために協同の力を持つて進もうというこの力強き結果、この姿こそ今日の漁業を經營する第一の條件として、これを第一位に置いたわけです。漁業協同組合のその幹部が、専横に事業を經營するということとでなしに、この協同組合は漁区民の三分の二以上の同意がなければならぬのであります。なおこの協同組合は加入脱落が自由ではないか、よければ集り、悪ければ去るというような状態のものに重きをおくことはいかんではないかといふ

御意見ですが、加入脱退にもおのずから制限があります。そうほしいまにいいときには入り、悪いときには去るというような自由は許されないのでありますから、そら氣まま勝手に、いいときには入つてやろう、悪いときには出てやろう、そういういわゆる共同経営の観念のない人は、もとより協同して一緒に漁業を営む資格のない人でありますと考へるのであります。眞にその漁場を守り、漁業権を獲得するといふ権利を得られた場合には、漁業者が一丸となつて漁業の増産に励むという氣持を協同組合に植え付けて行かなければなりません。またさように指導して行くことを、われくは考へておるわけであります。決してこれが非民主化でもなければ、今日の場合において、こういうふうにやるべきことが最もいいのではないかという信念のもとに、この法案を作成提案いたしたわけであります。

ない、そういう漁場に限られておるの  
であります。ところが最近におきまし  
て、定置漁業の情勢が次第に悪くなり  
まして、こういう特に優秀な漁場はと  
もあれ、一般的の漁場としては非常に危  
険がある。そこでただいま農林大臣が  
言われましたが、加入脱退の場合にお  
いて、それを簡単に入れたり出したり  
するのを許すということはしないと言  
われますが、この條文には、加入の場  
合には正当な理由なくしては加入を拒  
むことはできないと、いうように書いて  
あるのであります。従つて組合員に入  
りたいという場合に、豊漁が続くから  
入れられませんとは言えないはずと思  
う。もしも大漁の場合に入りたいとい  
うのを断ることができるとすれば別問題  
であります。法文では、そういう解  
釈はできぬと思います。そこでつまり  
協同組合自當につきましては、優先順  
位ということは、全國的一律にこの條  
文を置くということは、いたさないこ  
とにしたらどうかと思うのであります  
が、重ねてお伺いします。

なくなる。これは考えられることは考え方でありますけれども、事實問題としてそれはそんなことはないと思います。漁業協同組合が三分の二以上の同意がなければ、自営できないといえばできないで、その漁業権は他の人が經營すればいいのであります。あなたのおつしやるよう、漁業は危険が伴うのでありますから、漁業協同組合にやらすことについては非常な損害を分担せしむる、あるいはその経営が困るというようなことは、事実をよくお知りの奥村君でありますか、また私も知らぬでもないが、そういうことはおそらくないと考えております。

○奥村委員 この問題はこれ以上お尋ねしてみましても議論になりますので、要するに協同組合の自営は必ずしも全部にふさわしいというわけではないということを意見として申し上げます。

それからいま一つ、これは以前にも鈴木委員から指摘されました、この規定以外の漁業に対して、この漁業法の規定においては大きな問題があると思うであります。それはここに規定された区画漁業権、定置漁業権、それから共同漁業権、この漁業権のほかにあるものできんちやく網漁業、あぐり網漁業、底引網漁業、これらの沿岸漁業については、何の規定もないのです。ただ單に地方長官が海区調整委員会に相談をかけて制限をするということであります。しかし漁業の実態は次第にかわつて來ております。今日沿岸漁業の主力は、定置漁業のような比較的非科学的な漁業よりも、機動的なきんちやく、底引、あぐりといふようなものに重点が移つておるのであり

ます。この重点が移つた漁業に対しても、は、ほんど規定がされない。もう一つつ込込んで言えば、こういう重点の優先順位、適格順位、これらの規定は何もなく、またこれらに対する免許料、許可料をとるということも、明らかな條項はない。この点はいかがでようか。

○久宗説明員　ただいまの、許可漁業について全然触れていないではないかといふお話をございますが、許可漁業につきまして、これを現在漁業権と同じよう、全面的に切かえると、これは考へなかつたわけでありまして、實際問題といたしまして、委員会がそういう十万余件に上りますような許可を全部そのまま扱つて行くことは、事実上もできないのであります。そこで基礎になつております漁業権のやり方が、この二年間に大体具体的に固まつて行くわけでありますと、それと並行いたしまして、各地方々々において、いろいろ許可の事情も違ふと思ひますので、それと関連いたしまして二段の措置が必要であります。すなはち必要ないのではないかと思うのであります。しかしの場合に、一齊の切りかえということはおそらく必要ないのではないかと思うのであります。すなはち、機構的に非常に差異があります点と、件数が非常に多いという点から、個々に取上げて考えて行くといふのは、もう少し漁業権を中心としたとしても、制度的に非常に差異があります点と、件数が非常に多いという点から、個々に取上げて考えて行くといふました場合に、これから具体的な意見が盛り上つて参りました場合に、これましめた漁業の行使方法と関連いたしまして、各地方の委員会ができて参りました場合に、これから具体的な意見を取上げて制度化していくという、二段の構えが必要かと思つておるわけで

あります。今度の場合におきましては、ただ地方漁業調整委員会がそういう関係について指示ができる。また一般的に地方長官が取締り規則をつくります場合に、関係の委員会の意見を聞くといふ二点だけを、法律の上では書いておりますが、具体的に申しますと、今言つたような見通しをもつて進めて行こうと考えておるわけであります。

りますが、大臣の御所見をお伺いいた  
したいと思います。

○久宗説明員 先ほどの御説明が少し  
不十分だつたかと思ひますが、もう一  
回申し上げます。許可漁業には全然触  
れていないのではないかあります。  
て、地方の許可、取締りの根拠規定  
は、もちろんこの法案の中に書いてあ  
るわけであります。それはこの法律を  
施行いたします場合に、当然地方の許  
可規則もかえなければならぬわけで  
ありますが、具体的に現在許可されて

なつておりますので、四つばかりの問題について、大臣に御質問申し上げたいと思います。

第一点は漁業権についてであります。が、この漁業法案のこまかなる点につきましては、あとで一問一答式に別の政府委員の方から詳しく御説明を聞きたいと思いますから、大臣には総括的にひとつお伺いしたい、と思うのであります。先どろ大臣は、この漁業法案の提案理由の説明につきまして、國內各分野における民主化を達成し、この基盤の

は、結局は資力のある者、結局資本漁業に行くということにならざるを得ないと思ふのであります。この点につきましては、先だつて藤田次長の説明を聞きましても、金融の問題につきましては別途考慮するというふうなことは申しておりましたけれども、別途考慮するような具体的な措置は何ら講ぜられておらないのです。従つて資力のある者に実際に行くことは、明白な事実だと思うのです。しかも漁業権を付與するについて、有力なる諮詢機関にござる

を取られる。これは漁があつても不漁でも取られるということになるとしましたならば、これまで漁業権を持ついろいろ漁業をやつて参つたところの沿岸の零細漁民といふものは、まつたく漁業権は取上げられてしまつて自営できない。どうにもこうにもならない窮状に追い詰められて行くことは、はつきりしておると思うのです。そうして見れば、この提案理由や、あるいは漁業法案の中の一見民主的な装いを疑らしておるというその見せががこも

りますが、大臣の御所見をお伺いいた  
したいと思います。

○久宗説明員 先ほどの御説明が少し  
不十分だつたかと思ひますが、もう一  
回申し上げます。許可漁業には全然触  
れていないのではないのであります  
が、地方の許可、取締りの根柢規定  
は、もちろんこの法案の中に書いてあ  
るわけであります。それはこの法律を  
施行いたします場合に、当然地方の許  
可規則もかえなければならないわけで  
あります。もちろんこの法案の中に書いてあ  
りますが、具体的に現在許可されて  
おります十万何件かのものを、一々當  
つてこれをどうする、ああするといふ  
ことをやりますことは、現在の委員会  
の出発当初において、事実問題として  
考えられないと思うのであります。も  
ちろんその場合に許可の方針その他に  
ついて、はつたらかしというのではな  
いのであります。それで、漁業権制度の行き  
方と大体同じような考え方で、漁場の総  
合的な漁という点から見まして、これ  
を規定して行かねばならぬわけであり  
ますが、それを一々法律で、この規定  
の中に、全國一律に一つの優先順位な  
ら優先順位の規定を設けるということ  
は、かえつて実情に即さないと考へま  
して、それはもつと各地方で漁業調整  
委員会が具体的にきて参りまして、  
その優先順位の一つの標準というもの  
ができました場合に、それを法案の中  
に織り込む。そしてそれ以外のものを  
一律に許可の内容を規定してしまって、  
各地方の実情に應じてつけ加えられる  
ような措置が必要かと思うのであります  
が、現段階におきましては、全國一  
ることは、事實上できないと考えてお  
るわけであります。

○砂間委員 ちょうど大臣が御出席に  
なつておりますので、四つばかりの問  
題について、大臣に御質問申し上げた  
いと思います。

第一点は漁業権についてであります  
が、この漁業法案のこまかなる点につき  
ましては、あとで一問一答式に別の政  
府委員の方から詳しく述べてお伺いいた  
いと思いますから、大臣には總括的に  
ひとつお伺いしたいと思うのであります  
。先ごろ大臣は、この漁業法案の提案  
理由の説明につきまして、國內各分野  
における民主化を達成し、この基盤の  
上に生産力を發展させる。そういう趣  
旨からいたしまして、今度の漁業法案  
を提出されたと、いうふうに御説明なさ  
つたのであります。しかし、この法案  
の見せかけは、一見、民主的な装いを纏  
らしておられますけれども、これを實際  
に運営して行く上におきましては、ま  
さにその正反対になるおそれがあると  
いうふうに私は考えるのであります。  
その理由といたしましては、第一、こ  
れまで専門漁業権の中に含まれておつ  
たところの浮魚をみなはずしてしまつ  
たという点、しかもその残つておるい  
ろいろな漁業権を、優先順位や適格性  
の点からいたしまして、協同組合に第  
一義的に優先的に與えて行くという仕  
組みにはなつておりますけれども、し  
かしその協同組合というものが、現在  
の状況におきましては、資金と力が非  
常にないのであります。そうしてまた  
今度の漁業法案におきましては、漁業  
権の賣貸しとかまた貸しというふうな  
ことが禁止せられておる。そうすれば  
協同組合に優先的に與えるというよ  
うな形にはなつておりません。実際に  
協同組合が自営でできないという結果に  
なるのであります。従つてその漁業権

は、結局は資力のある者、結局資本漁業に行くということにならざるを得ないと思ふのであります。この点につきましては、先だつて藤田次長の説明を聞きましても、金融の問題につきましては別途考慮するというふうなことは申しておりましたけれども、別途考慮するような具体的な措置は何ら講ぜられておらないのです。従つて資力のある者に实际上行くことは、明白な事実だと思うのです。しかも漁業権を付與するについて、有力なる諮問機関になつておる漁業調整委員会というものの構成が、一應選査制にはなつておりますが、これは海区から出することになつておる。海区から出せば、大体その海区で顔の露れた、そして資力のある者が出て来るにきまつておる。市町村の漁業調整委員会も、本業会が持つておつた専用漁業権の中から浮魚をはずしてしまい、そうして協同組合に與えるということになつておるけれども、その協同組合は力がないために自當できない。漁業調整委員会の構成からいたしましても、これがきわめて官僚的なものになつておるという点からいたしまして、このすべての漁業権が、事實上において有力なる資力のある者に行くということは、これは実際の運営において明白だと思う。しかも他方におきましては、非常にべらぼうに高いところの免許料や許可料

を取られる。これは漁があつても不漁でも取られるということになるとしましたならば、これまで漁業権を持つていろいろ漁業をやつて参つたところの沿岸の零細漁民というものは、まったく漁業権は取上げられてしまつて自営できない。どうにもこうにもならない窮状に追い詰められて行くことは、はつきりしておると思うのです。そうして見れば、この提案理由や、あるいは漁業法案の中の、一見民主的な装いを揥らしておるというその見せかけにもかかわらず、事実において沿岸の零細漁民から漁業権を取上げてしまつて、これを破滅に導いて行くという結果になると思うのです。従つて私どもいたしますのは、もし眞に大臣が先だつて説明いたしましたように、日本の民主化ということと、その民主化の基礎の上に立つて生産力を発展させて行こうという意図がほんとうにおありであるならば、一切の漁業権を協同組合に與えて、協同組合は貯貸しやまた貸しをしてもよろしいとかえること、そして協同組合の自営を助けるために、必要な資材や資金を國家が十分保障すること、それから漁業調整委員会の構成は、實際の漁民の代表を階層別の選挙によつて送つて、それを決定機関とすること、これらの措置を構じなかつたならば、日本の漁業の眞の民主化はできないと思うが、そういうふうに改正される意思はないかどうか。今度の非常に中途半端な、不十分な漁業法案を撤回されまして、私が申したような趣旨に改めて、もう一ぺん法案を練り直す意思はおありにならないかどうかという点を、まず第一にお聞きしたいと思います。

○森國務大臣 りくつはどうでもつく  
のであります、決して私はこの法案  
が民主主義に逆行するものとは考えて  
おりません。

なお知事の取扱いが官僚的であると  
いうお話を聞きましたが、すでに知事は  
皆さんの知識であり、皆さんのが選び  
になつた知事であります。あくまで  
官僚にあらざる知事が行政しておるの  
でありますから、知事が法律の定める  
範囲内において行うことは、決して官  
僚式ではないと思います。さような立  
場から、この法案をあえて再提出する  
ような意思は持つておりません。

○砂間委員 漁業法案の点について  
は、いろいろ問題はありますけれど  
も、あとは別の機会にお尋ねするとい  
たします。

第二に漁区拡張の点について大臣に  
御尋ねしたいと思います。漁区を拡張  
してほしいという要望は、西は長崎、  
九州のはてから、北は青森、北海道の  
はてまで、全漁民の切実なる要望であ  
ります。またこの水産委員会におきま  
しても、しばしへの懇談会の席上など  
におきまして、ほとんど全委員が一致  
して、漁区を拡張してほしいという要  
望をしておるのであります。私ども  
いたしましては、東支那海及び黄海  
を初めとし、太平洋から北洋漁場方面  
まで、全面的に漁区を拡張していただき  
たいという要望を持つてゐるわけで  
あります。関係国といたしましては、  
單にアメリカばかりでなく、廣く中  
國、ソビエトその他関係列國を含めま  
して、もつと民主的な基礎の上に、漁  
区を拡張してほしいという熱望を持つ  
ておるのであります。これに対して  
政府はどういうお考えを持つておられ

るか、またどういう措置をとつておられるかと、いろいろな点について、大臣にお尋ねしたいと思います。

○森國務大臣　この点については、かつてこの委員会で私の考え方を申し上げたと記憶いたしておるのであります。が、漁区の拡張については、政府は今お述べになりました御熱意以上の熱意をもつて、その実現に努力いたしておりますのであります。が、御承知の通り、今はある一定の限度を示されておつて、動きたくともそれ以上はどうにもこうにも動けないのが日本の漁業であります。しかも何としても漁区を拡張してもらいたいというのは、業者だけの希望ではありません。日本の食糧事情から申しましても、当然われわれに起る要望であるのであります。政府といいたしましては、すでに閣議でもこの問題は取上げまして、関係方面に漁区の拡張を懇請いたしておりますし、私もこの問題について、関係方面に直接交渉もいたしておるわけですが、御承知の通り、日本人は非常に道義を守らない点が多いのであります。日本の現在置かれている位置は、今さら申すまでもないのでありますから、ようやく許されている範囲内において、つましやかに漁業を営んでおるのに、漁獲がない、しかし食糧問題はむずかしい、何とかしてわれわれはもう一步でも外へ出してもらいたいという苦衷を訴えて、食糧問題に关心を持つて、連合國の立場として、なるほどそれはそうだという了解のもとに、初めてこれが許されるのであります。かかるにこちらから要望するまでに、すでに領域外に逸脱しておるのであります。そうなると、ここから出でてはならない

とうに、その約束を破つた、こういう國民にさらにある程度の漁区の拡張を許せば、またそれ以上逸脱して行く、どこまで行くのか日本の漁業者の方はわからない、そういう不徳義な立場においては、今日の國際情勢から言つても、とうてい漁区の拡張をすることは許されないというのが、一應連合國の考え方であります。そこで今回政府におきましても、われくは中國の人と一緒に共同してやつてもいいのだ、決して中國の人の漁業をじやまするものではない、そうして今回許された区域においては、断じて逸脱しないように政府みずから責任を持つから、どうか漁区の拡張をしてもらいたいと、いうことを、今懇請いたしておるのであります。なおまた捕鯨の問題につきましても、現在二船隊が許されておるのですが、さらにもう一船隊許してもらえぬかということを懇請しているわけであります。今連合國においても非常に同情せられまして、この捕鯨の回数をさらにもう一回ふやすように何とか努力しようという非常な好意を示されているのであります。政府は今お述べになりましたようなことに決して冷淡ではありません。一日も早くこの水産業の発達、われくの食糧問題の解決のために、漁区の拡張についてはあらゆる手段を講じ、われくのなし得られる範囲においての努力を傾中いたしておることを御了承願いたいと思うのであります。

として政府に当つていただきたいと思うのであります。そのためには、たとえば北洋漁業におきましても、從來の日魯漁業や何かのような、大きな資本家が独占的にもうちけるというやり方ではいけない場面もあるのではないか。やはり民主化した基盤の上に立たなければ、そういう要望もいられないのでないかと思うのですが、そういう点について、さらに政府が積極的に努力されることを切望しておきます。

その次は第三の質問であります。旧漁業会の資産処理についてでござります。この問題につきましては、私はさきごろ千葉縣水の問題等を例にあげて、水產廳長官にも質問したことがあります。このとき長官は、まさに遺憾であつた、千葉縣水では資産の不当処理という省令違反の事実があつた、今後なるべくそういうことがないように気をつける、またあの問題の善後処置については、かかるべく善処すると申されたのであります。たとえば帳簿組織などにしても、實に四重の帳簿がある。これはまつたくやみでたらめの帳簿組織でありまして、たとえば漁業会の交際費などにいたしましても、総会において交際費の予算として決定された額は三十六万円であります。が、解散総会において実際に報告された交際費は、六十四万三千百二十一円七十六銭というふうに、不當に余分に使つておる。ところがその帳簿をだんくと調べて参りますと、實際には百二十

四万六百三十五円七十六銭といふうに、三倍も四倍も使われておる。しかもその使われておる内容が、はなはだもつてのほかの方法に使われておる。たとえば税金関係などにいたしまして、漁業権税が六十三万円かつて來た。これを四十六万円にまけてもらつたために、「二十七万円の接待費を使つておる。最初は村役場の税務官吏に三万円ばかり遊興や賄賂を使つてやつたのですが、それではなかなか目的を達せられない」というので、今度は都廳の主税課の係の官吏に五万円ほど御馳走して、まけさせることにかかつた。それで係だけではなくくらまく行かぬというので、主税課の役人を全部招きまして、十二万五千円の遊興費を使つて、船に乗せて、漁者を乗せて三日間どんちゃん騒ぎをやつた。こういう事実もあるのです。これは一例にすぎないのです。かよなうことに關しまして、漁業者のまつたく……。

のは、ほんとうに漁民の血と汗の結晶になるところの蓄積された財産であります。それが一、二の幹部的ボスによつて、こういうふうに不当に処分されるのを監督するところの水産廳や、農林省あるいは農林大臣が、何らその監督の責任を果さなかつたということにつきましては、これは重大なる政治的责任が大臣にあると思うのであります。この点について、大臣はいかなる責任を負おうとしておるか。また実際には損失をかけたところの漁民に対して、これをどうやって補償し、賠償しようとしておるか、またこういう事実の善後処置をどういうふうにされようとしておるかということにつきまして、明確なる御答弁を聞きたいと思ひます。

産業会と、トロール業者と、かまぼこ組合だとか、こういうやうなのが結託いたしまして、まつたく魚の統制違反をやつておるのであります。この点についてのいきさつと、それから……。

に立つておることは、御承知の通りであります。復金がああいう情勢になりますと、昨年は復金より三十一億、農林中金より約五億の融資があり、相當のお役立ちができたわけであります。が、本年は、復金がその働きを中止いたしておりますために、農林、漁業の金融問題につきましては、政府におきましても、どうしてその手段といたすべきかということについて、今成案を

ましたあたり漁業に対する補償手形問題であります。これも今日の成りから見まして、今後相当これを拡張して行つていいのではないかというようなことも考えられますので、この問題についても研究を進めて行きたい、ようにも考えておるのであります。いよいよにしましても事は急を要するのでありますので、できるだけ早くその方面をきめまして、業界の安定を期したい、かように努力をいたしておるわけであります。

しも満足な結果ではないと思いまして、従いましてわれ／＼といたしましても、関係方面に対している／＼な問題をいたしておるつもりであります。しかもどういう点が問題であるかといふ点につきまして、前会も申し上げましたように、最近拒否が非常に多いと、うどく議論があつた点であります。が、三月までの現地においては、末端における消費者價格の実効價格は必ずしも下つていない。にもかかわらず、荷受け卸等の点に関しては、場合によつてはマル公を割るというような点が、生鮮魚類においてあります。また加工水産物につきましては、非常に物によりまして値が下つて来ておると、いう面もありまして、そういうものを

になつての御質問であります、単位組合の監督は、都道府縣知事が責任を持つておるわけであります。もし都道府縣知事において調査いたしました場合において、そういう不正なことがありましたら、それは摘発いたします。不正なことはどこまで行つても不正確でありますから、ただちに摘発されます。

○砂間委員 次は愛媛縣八幡浜の水産業会に関する不正問題でありますが、この点につきましては、参議院の法務委員会においても問題になつておりますし、また法務委員会の方からも、國鉄調査に出かけて参りました、その結果は、昨年暮れの官報にも発表されておる。書類だけでもこんなふうにたくさんありますので、農林大臣はよく御存じだと思うのでありますが、大体あの八幡浜の不正問題というのは、縣水

か。——問題はそこがる簡単です。奥村委員、砂間委員からの質問の中にもあつた通りであります。漁業は資本を要するものであつて、この金融の裏づけがなければ、この目的を達することはできないのであります。この点をお伺いしたのであります。それは並行してやる、こういう御答弁がありましたが、單に並行してやるということだけではわかりませんので、たとえば漁業保険のようなこと、あるいは災害保険のようなこと、またその他の金融措置を実際にお考えになつておるかどうか、この点をお伺いしたのであります。これに対する具体的な御答弁を農林大臣より御伺いしたい。こういうことを願つておるわけであります。

○森國務大臣 この金融問題につきましては、ひとり水産業だけでなく、農林、水産一般について、非常な難局

等からいたしましても、不足をいたしましますので、何とかしてこの中金のわくを拡張するということが考慮せられなければならぬのであります。しからば、中金の出資を増額するか、あるいは漁業協同組合あるいは農業協同組合等の預金をするか、こういう問題であります。ですが、預金の余裕があり、出資の余裕があるならば、あえて問題はないのですが、今その余裕を持たない農林水産業に対する金融の道でありますから、特別の処置をはからねばならない。こういう立場にあるのであります。政府は少くとも百四、五十億の資金を農林水産業の各般にわたつて獲得いたしたいという当初の希望を、いまだに捨てておりませんので、この方面に今後政策を急いで行きたいと、今關係省寄りまして、協議を進めておるわけであります。なお昨年度からやり

大臣のお手元まで差上げてありますからして、急速にこの問題を何とか具体化します。安本に対する生活物資局長が早くておりますからこの配給統制等を中心として御質疑を願いたいと申します。その意味で御発言を願います。

○夏堀委員 配給統制の面では、しばしば本委員会で意見を申し出でるのですが、政府としては、これには対してどうしようというような結論はまだないのでありますか。またそれをとも具体的にこうせよ、あれはあやめよという案が出ておるのでありますか。これをお伺いしたいと思います。

○東畠政府委員 配給統制の現実必

根本的には統制いたしまして、統制すべしもののは統制し、統制をはずすべきものははずす。こういう方針で案ができるのであります。まだ拒否品が多くて、それの市場における分荷という点につきまして、これを登録制にておるのであります。現地でやつた方がいいか、あるいは現地でやつた方がよいかといふ点はひとつ思い切つて、より自由的な方向でやつた方がよいかといふような点につきまして、目的は同じであります。技術につきまして、いまだはつきりと申し上げる段階に至つておりますが、関係方面等からの方の意見といたしましては、水産物は前回、農林大臣が申されましたように、相手海外からの資材等に依存しておるのであるから、現実價格的に下つていなし。また配給許可制度でやつていう点にわれ／＼の要請すべき点があるのであります。強化すべきものは強化

しも満足な結果ではないと思いまして、従いましてわれわれといたしましても、関係方面に対しても、いかでからこの点は正につきましては研究をいたしております。しかも、どういう点が問題であるかといふ点につきまして、前会も申し上げましたように、最近拒否が非常に多いと、うどく議論があつた点であります。しかし、三月までの現地においては、末端における消費者價格の実効價格は必ずしも下つてない。にもかかわらず、荷受け卸等の点に関しましては、場合によつてはマル公を割るというような点が、生鮮魚類においてあります。また加工水産物につきましては、非常に多くの場合は統制し、統制をすべきではありませんが、いまだ拒否品が多くて、その市場における分荷という点につきまして、これを登録制による人頭割の分配というものを、やはり現地でやつた方がいいか、あるいはこの点はひとつ思い切つて、より自由的な方向でやつた方がよいかといふような点につきまして、目的は同じであります。が、技術につきまして、いまだにつきりと申し上げる段階に至つておられませんし、またこれは関係方面等からの意見といたしましては、水産物は前回、農林大臣が申されましたように、相當海外からの資材等に依存しておるのであるから、現実價格的に下つてない。また配給許可制度でやると、いう点にわれわれの要請すべき点があるのであります。強化すべきものは強

八

化し、統制を撤廃するものは撤廃する  
という線に沿つて、関係方面の納得行  
く案を至急練つておるという段階でござ  
います。さよう御了承願いたいと思  
います。

○玉置(信)委員 配給統制、出荷統制  
の問題については、しばく質疑應答  
もされたのではあります、ただいま  
安本側の答弁によりますと、先だつて  
のお話より一步も出ておりませんが、  
關係筋で、今にわかにはすことはよ  
ろしくないと申されるその主要なる点  
は、ただいまお話の、ただ單なる配給  
量の問題のみを取上げて言われておる  
か、ということが第一点、それから次  
は、關係筋等を考慮いたしまして、さ  
しあたり鮮魚の配給統制のわくをはず  
すといふことができないとしたならば  
は、この八品目なしし、加工方面を合  
せまして九品目以外のものは、すべて  
統制をはずしてもいいのではないか、  
かのように思うのであります。この問題  
につきましても、先般來いろくと委  
員側から資料、統計等に基きまして要  
望したのであります、今日の御見解  
はどうか、少くとも物價廳の部長であ  
りましたか、この前の私どもの質問に  
対して、昆布製品、あるいはするめ  
か製品のようなものは、もうはずして  
もいいのだ、というようなお話があつた  
のであります、少くとも昆布のよ  
な製品、それからいか製品といふもの  
は、即時統制を撤廃してもいいと思う  
のであります、それに對する御答弁  
をいただきたいと思います。

○東稟政府委員 御質問の第一点の、  
関係方面の意見についての御質問でござ  
いますが、これはわれくが關係し  
ておる担当官の意見と御承知願いま

需給関係から見れば、統制をこの際継続することは不適当であると思われるものにつきましては、統制をはずして行くという考え方につきましては、われわれ大体一致いたしております。そういう線で考えようということでやつておるのであります。先ほどもお話をありましたように、全般的の統制問題とからんでおるのであります。統制を全面的にはずすものについて検討をやつていないために、進んでおりません。ただ時期のあります昆布でありますとか、寒天等につきましては、出荷時期等の関係もありますので、それだけを取除いて、相当以前に具体的の資料に基いて話し合を進めておるのではあります。例の爲替一本レートに連いたしまして、今後の物價情勢であります。ただこれも担当官の意見といたしまして、大体われくの考え方を了承していただけたと思つておるのではあります。例の爲替一本レートに連いたしまして、今すぐ正式の許可をいただけるという状況に至つてないであります。われわれとしては、時期の関係もありますので、機会あるごとに督促をしておるのであります。いろいろ物價一般の問題と関連いたしまして考えておるようでありまして、最後の許可を得るまでに若干時間がかかるのではないか。こういうふうに考えております。

が少いにいたしましても、実質上家庭に配給される量は相当あるのではないか。また拒否するというそれ自体が、かつてのよう品物がないときであれば、拒否ということではなくて、品物があるといふことと、一面に購買力が低下したというこの二面から、製品拒否が出て来るのではないかと思います。しかし総体的に見まして、國民の家庭には相当量が配給されておる結果、こうした現象を來たしておると私解することができますが、この消費統計の表面的の数字の少いということにつきまして、関係筋に対し説明をされ、了解を得られたことがありますかどうか、この点をひとつ……。

数字については、三月までのものとそれから四月、五月というふうで、現実はどうだと言われますと、これを現実的な意味においてわからず方法はないのです。そのへんのことをわからせるには、当面の問題としては、なかなか関係方面でも苦しいことになるのではないかと思つております。

○ 松田委員 私は議会政治、つまり今日民主主義政治と言つて論議をされており、またわれくもその線に向つて議会政治をモットーとして代議士にて來たものであります。しかしてこの水産委員会はすなわち議会政治であり、ここに論議をされておる。たゞえば今の鮮魚の統制問題にしても、この委員会始つて以來論議され、もはや盡されておるのであります。水産廳の案もある程度まででき、われく委員会としての案もできて、ここにもはや論議の余地がないようにまででき上つたと私は考えておるのであります。ところがいつもの委員会において物價廳、安本の方々の御意見は、ややもすれば関係方面的意見であり、関係方面的の支持であるといふ言葉を使はれておるのであります。占領國家としてやむを得ない事情があるとは存じますが、民主主義議会において、この委員会が成案を得た場合においては、これを忠実に関係方面に具陳してこそ、初めて委員会の存立が成立つものであり、議会政治が満足に運営されるものと私は考えておるものであります。かかるに今までに論議が盡されておるにもかかわらず、ただいまの物價廳及び安本の御意見を聞くときにおいて、幾たびも同じことを繰返されておるというようになります。この点に考えられるのであります。この点に

対して、どうかわれ／＼民主自由党の大臣としての農林大臣は、この委員会を尊重されて、あなたの委員会であるというようにお考えを願いまして、一日も早くこの委員会が議決されることを関係方面に要望されて、國民もひとしく願つておる統制の撤廃を期していただきたいと、私はお願いする次第であります。

卷之三

えておるわけであります。  
○永田委員 この統制の問題は、もうずいぶん委員会を始めてから議論されまして、もう今日決定を見ていなければならぬような、時間的に非常に延長して参つておるわけであります。ただいまの松田委員の質問に対しましての農林大臣の御説明は、まことにけつこうな御説明でございましたが、その大臣の御説明と安本の局長さんのお話とは、多少食い違つておるのぢやないかと考えられるのであります。そこでわが党の出身である大臣にそのお氣持があつても、その当局の政府の方において、そのお氣持がさほどになかつた、あるいは皆無があつたというような場合にはどうするか。そういう疑惑がちよつと湧いて参つたのであります。そこで私は率直に、きょうお話を願いたいと思いますのは、局長さんに對して、どういうふうに向うのセクションと御交渉なさつておられるのであるか。その過程においてのお考えを、たとえばこれ／＼の理由によつて日本國民に統制の撤廃を許されないといふうな、交渉の段階におけるところのありさまを、一應おさしつかえない程度、あるいは秘密会にしてもけつこうですが、統制撤廃に向つて安本はかくのごとく努力しておるんだ、みずからの職を賭して國民のためにやつておるのか、おらないのか。それを明らかにしてもらいたい。言葉短くやつてもらいたい。

○東畑政府委員 農林大臣と私の答弁が違つておることでありますから、決して農林大臣と食い違つておりますが、のとく努力しておるんだ、みずからの職を賭して國民のためにやつておるのか、おらないのか。それを明らかにしてもらいたい。言葉短くやつてもらいたい。

すが、あらゆるものを持制撤廃するということではないのです。水産物につきましても、これを統制撤廃するという方向については、われく何ら異存ないのです。今日のことでは日本政府だけではことはきまらないために、向うと折衝はどうであるかということにつきましては、実はこうあります。向うとの折衝はどうであるかと言つてはどうかと思いますが、向うの担当官が実はたびくおかわりになります。最近もまたおかわりになります。た。われく一生懸命で努力していろんなことをやりまして、相手の担当官といふものが、私がやり出しましてからでも三度実はかわつていられます。ごく最近また新しい方がおいでになりました。折衝し出してからまだ一週間にならないのです。その方が直接の担当官であります。その他は一週間ぐらいい前におかわりになります。課長の方々にもいろいろ事情を申し上げておるのであります。具体的の水産配給統制をやつておられる方が、害は一週間ぐらいい前におかわりになります。したというような事情で、また元に返つてよく御説明申し上げております。もちろん今度は相当専門家のお方の上ですございますから、おわかりが早いのでございます。そういうような事情であります。やはり一つの順序、段階を経てきめたい、こういう実は熱意をもつて、折衝いたしておることを御了承願いたいと思います。

階でない、段階でない、ということです。今まで参つておるのであります。どうしてこういう重大な問題が、今日まで進捗を示さないで停頓しておるのか、ということにつきまして、私今日お会いによりますと、関係方面と政府の法制局との間でとりきめたことに対する点が行かないであります。承るところは、他のセクションはあまり干渉してはいけないのだというふうな一つのラインがある、かように承知いたしておりますのであります。これについて森農林大臣に承りたいと思います。そこで民主自由党の内閣である、要するにわが党のイデオロギーを実施すべきこの内閣において、何ゆえに今日かようなたくさん不必要な統制が存置されるおるのか。これに対して安本長官でも大臣でもよろしい。もう少し納得の行くような御説明を承りたいと同時に、何とかして統制を漸次撤廃するという方法におきまして、先般十品目のものをやむを得ざる場合は残す。その中にはいわしであるとか、あるいはさばであるとか、要するに大衆魚を統制する。こういうふうに示されておるのであります。私はむしろ大衆向きの魚類は、他の高級の魚類に先がけしまして、統制を撤廃すべきぢやないか、かように考えるのであります。これについても、あるいは主食に類似するものであるといふような御意見のもとに、あえて大衆魚の統制を嚴重にする御意見のように承つておりますが、そのいきさつもおついでに承りたいと存じます。

質、いわゆる鮮度を考えての立場から、遂にこれが拒否されたと称せられてしまふのか、こういう点もはつきりとつかまなければ、結論が出ないのであります。しかし事實はあくまでも事實であります。したがつて、今日どこの賣りさばき店へ行きましても、魚が自由に店に出ておるというの姿を、あえて理論上から統制を推し進めて行くということは、そこに矛盾も考えられるのであります。しかし一つの統制をやる場合においては十の統制をやつて行く。十の統制をやつて行くには百の統制が行われるということで、われくは統制に反対しておるわけでありますから、一つの統制をはずすと思えば、十の統制をはずして行かなければならぬ。こういうことに推論されるのであります。ですが、できるだけ統制撤廃といよりも、むしろ統制の方式を変更いたしまして、現実に即應した配給と申しますか、物資の流れぐあいをつくり出したいと考えるのであります。そうしますことが、一面向においては統制撤廃とも名づけられましょ。あるいは蔬菜のごときは、統制撤廃と言つておりますけれども、決して統制の撤廃ではない。あれは統制の方式をかえ、そしてある程度これが自由に購入されるのであります。が、やはり生産地に対しましては、肥料等の考えも持つておるのであります。そういうふうな立場に今日本の現状が置かれておりますから、この生鮮魚介類を全部はずすということは、簡単に結論は得られないのです。ですが、その品物の性質等によりまして、できるだけその統制の方式を緩和し、変更して行きたいと、こういう努力を続けて行きたいと思うのであります。

○ 東畠政府委員　実は関係方面の了解を得ませんまでは、なか〳〵政府がこういう案を持つておるということを申し上げるわけには行きませんので、方向につきましては、農林大臣が申されました方向に従いまして、われ〳〵と考へておるわけであります。

○ 永田委員　ただいま大臣の御説明でよくわかりました。これ以上は、大臣とまたいづれ党内へ帰りまして懇談申し上げたいと思います。そこで再び安本の方へ御質問申し上げてみたいと思ひます。ただけることはございませんか。また委員会の方としても、あなた方政府の方の措置に對して、努力するところができるば努力してもいいわけなんでありますが、

○ 東畠政府委員　本の國民の生活上、蛋白質の給源といふことに非常に好意を持つておつてくれる事で、この点から申しましても、あなたがちこれを全然拒否するということはでき得ないのであります。相当の手続と、相当の期間を要することを覚悟しなければならぬと思うのであります。しかし私どもいたしましては、できるだけ國民のその目的である蛋白質の給源をそこなわない、これを減退させないということによつて、統制といふものをその方式をかえて行きたいというふうに、連合國との了解を求めるというふうに努力いたしたいと考えておるわけであります。

しては最大の努力をいたしておりま  
す。内容につきましては私から申し上  
げることは差し支えたいと思います。  
○玉置委員 私はこの場合價格統制の  
問題について質問を申し上げたいと思  
います。先だつて來、二回にわたつて  
肥料の統制解除の問題について大臣に  
質問いたしましたところ、最初の大臣  
のお考査と違い、その後の客觀情勢に  
よつてにわかにわくをはずすことがで  
きなくなつた。しかし氣持においては  
かわりがないという大臣の御答弁であ  
りましたので、了承しておりますが、  
統制を撤廃しない場合には、價格の面  
において訂正をしなければならぬこと  
は何人も承知しております。また物價  
廳、安本等においても御了承のはずで  
あります。この前物價廳の長谷川第  
二部長さんにお尋ねしたはずであります  
が、肥料の價格形成の根本をなすと  
ころの原料使用量、すなわちかりにに  
しんの場合を引用いたしますと、建一  
本二十四貫に対するしんの原料使用  
量、それから鮮度が落ちた原料を使つ  
た場合の油の歩どまり等を、原價計算  
してどういうことになるかということ  
を私、質問をいたしましたが、これに  
対しては調査をしてお答えするとい  
う御返事でありますて、今までそのお  
答えがなかつたのであります。いつも  
政府において、鮮魚にいたしまして  
もあるいは加工品にいたしましても  
肥料にいたしましても、盛漁期が過ぎ  
た、しかも肥料のごときは農家におい  
て使つた後は價格が発表されると、い  
ふことで、非常にその間に矛盾を來し  
のみならず價格違反等が起つて、非常  
に取締りの面においても手数を煩わさ  
れておる現実でござりますが、今年は

鮮魚の面においては、現政府におかれましては非常に努力をせられて、物價廳におきましても、私どもたびく行つて要請したことについて、熱心に關係筋と御交渉くださいました結果、幸い盛漁期前に價格を発表され、業者も價格の高い安いは別といたしまして、非常に満足いたしておるわけですが、ひとり肥料の面においてはいまだに價格が決定されない。しかも肥料はどん／＼できておる。このまで推移するならば、往年のごとき事態が発生しはせぬかと思いまして、私、非常に憂慮をいたしておるのでありますから、農林大臣におかれましても、特にこの点に留意されまして、早急に價格を決定発表せられるようにお願いいたしますと同時に、これに対する農林大臣のお考えをお聞きいたしたいと思います。同時に長谷川物價廳第二部長に対して、この前質問いたしましたことに対する御答弁をお伺いしたいと思ひます。

○森國務大臣　この問題についてはかつてお答えいたしたのでありますから、價格の制定が、魚肥として考えられたときに非常に魚價といふものとの食い違いが多い。すなわち魚肥にした方が非常に利益であるということを考えられた場合において、食糧になるべきものが魚肥として出来わりはしないか、ここに一つの懸念があるのであります。しかしこれは実際問題といたしましては、食糧になるものは当然食糧になり、いろ／＼の事情——漁獲高の状況あるいは何かの関係からどうしてもこれは食糧として輸送ができるないといふために、やむを得ず肥料にすると、うのが、今日までの魚肥の生産された

情勢であるのであります。しかし今日食糧問題から肥料が非常な欠乏をした。農業生産者が非常に熱望を持つております。ことに魚肥というものは、從來の食糧問題が今日みたいにやかましくいわれなかつた時代には、相当分量が全國に使用されておりまして、また農業經營の上から申しましても、魚肥は非常な効果を持つことは申し上げるまでもないであります。そういう関係から、今日化學肥料によつて、土質が荒廃いたしました結果、有機質肥料に還元したいということでお、農業者か魚肥を熱望することは当然の結果であります。従つてその魚肥が非常に生産が不足するという結論が出ることとなるのであります。しかし今日は御承知の通りの食糧事情でありますので、できるだけ水産物も食糧としての面を考えることが主位にされておるのであります。そういう関係から、実際に引合はない價格によつて魚肥が生産されておる、こういうことになつておると思うのであります。しかこの問題は、ひとり魚として食べるか、あるいはそれが主要食糧肥料としてわれくが食糧を確保するか、いずれにしても結論は食糧であります。しかこの生産に対しましても、需要に應ずるだけの生産ということを希望するわけですが、しかし價格の点におきましては、そういうふうな事情に支配されておりますのが今日の実情であります。今日、物の値段といふものは、需給関係によつて支配される、これは原則であります。それをむりにマル公をもつて押えていいということは、一つの價格政策であります。これは不自然な姿であります。

す。この不自然な姿をあえてせなければならぬといふのは、今日の食糧事情から申しますと、肥料事情の窮屈等の事情から申しますと、肥料事情がさようにしておるのではありませんが、今後食糧事情の緩和になります。魚肥の生産は、ある許せる範囲においてこれが増加を見なければならぬと思うのであります。そういう立場によりまして、マル公の構成についても十分検討を加えまして、必要な肥料が安く評價されるということのないように、是正の道を開いて行くとともに努力いたしたい、かのように考える次第であります。

○玉置委員 ただいま大臣の御答弁で非常に私満足したわけですが、ことに鮮魚も、前提で申しましたように、過去二代内閣の当時、業者が大勢して政府を要望いたしましたが、遂に盛漁期に間に合わなかつた。今年初めて間に合つたわけです。この点非常に業者は満足しておるのであります。ただこの肥料の價格形成の点であります、たゞいま第二部長の御答弁によりますと、すえ置きのようなお話をござりますが、私は今年のにしんの價格通りにしゃにむにやつてくれという要望ではなくして、昨年のにしんの價格によつていたしましても、先般私が御説明申し上げましたように、非常に價格の差がひどいわけである。去年のにしんの價格にいたしましても、今まで肥料はたしか三千五、六百円にしかなつておりません。これは去年の價格ではなくして、その前ににしんの價格です。昨年の價格を見ますと、もつと／＼上げなければならぬことは、先だつて數字をあげて御説明申し上げた通りであります。そして、少くとも今年の價格でなく、せめて昨年のにしん價格を基準にしたままで上げるべきではないか。それと、今年の價格との中間をとつて、價格の形成をすることがきわめて妥当ではないか。業者自体としては、今年の價格をもつて價格形成の基準を要望いたしておりますが、私個人といたしましてはさように考えるのであります。が、なおかつこれをすえ置きとするお考えであるかどうか。これを改訂する

の御意思はないかどうか。ただいま臣の御答弁によりますと、鮮魚並びに肥料の需給状況等によつて、できるだけこれを是正するというお話をあります。が、物價廳としては、そういうよほな御努力を拂う御意思がないのかどうか。この点を重ねてお伺いいたしました。

○川村委員 今までずいぶん各委員が質問するけれども、答えはまことにトントンの手だが、どなたがやるのか、やらないうか、私はまったくそういう言いたい。今、部長が、原價價格云々といったよなうなことを申しておりますが、あの當時、あなた方がつくつた原價計算であつて、眞の漁業者、ほんとうに魚かすを生產する生産者がつくつた原價計算でなかろう。従つてこれは今あとから示すところのことでありましたから、これは玉置君にも特に嬉しいいたしますが、この際原價計算を嚴重に調査をいたしまして、——どちらかに違ひがあると私は思います。あなた方が違つておりますならば、今ただちに直してもらいたい。漁業者はこの魚肥の生産には、價格が引合わないでやれないという状況でありますから、どうか漁業者の叫びも十分あなた方が御了承の上で改訂をしていただきたいと思うのであります。なお魚肥ばかりではありません。すべての原價計算と、いうものは、当時の情勢、去年の八月からとはまったくかわつております。どうかその意を含んで、ただちに改訂をしていただきたいと思うのであります。統制は、現段階においては撤廃はできないまでも、大改革をしなければならぬということは、はつきりしておるのであります。私らはここで議論するよりも、まずトータルをつき合わせて再検討をして、成案を得て、この議会中に実施をしたいと思います。この前にもお流れ、「お流れ」ということを、再三水産廳に申し入れてあるのであります。しかるに昨日もそれがお流れ、その前にもお流れ、「お流れ」づくしで、まつたくこの議会といふものを何と見ておるかということを、私は疑わざるを得ないのであります。

現に某課長が私にこういうことを話をしました。この統制に関する限りは、國會議員に支配されてはいかぬ。特に民自覺の政策通りやつちやいのかぬということを、某関係方面で言つたかどなうことをはつきり言われたのであります。私はまことに遺憾千万だと思うのであります。はたして言つたかどなうことを、今度の委員会において私は質問をしたいと思いますから、どうかその課長をこの席上に連れて來るように、委員長でおとりはからいを願いたいのであります。

○石原委員長 川村君のただいまの某課長では生ぬるい話であります。これははつきりと明言しなさい。

○川村委員 坂村統制課長であります。

○永田委員 どうもこの統制撤廃、あるいは改善でもよろしい、これはわれわれの政策にどうもぴたり合わない。聞けばその筋の協議中である。あるいはその筋の御意向である。さらにまたその内容は決定するまで発表することはできないということは、各省各課で口をそろえてそのようすに打合せておるかのごとくに発表されるということは、まことに私どもはふに落ちない。そこで、この問題はどうしても祕密会を開いていただきまして徹底的に協議していただきたい。そうして場合によつては、本委員会の方でも態度を決定したいと思うであります。いつもうやむやに葬つてはいけない。この際どういうふな方面と、どういう交渉を続けて、どういう過程にあるといふことを、ここに明瞭に示してもらいたい。

○鈴木(善)委員 ただいま永田君、川

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

村君から御意見が出たのであります。が、今日まで数次にわたる統制問題に対する政府の御答弁は、ほとんど捕獲の他に対し折衝中の、具体的な内容を明瞭にするところの案を要請されまして、近い機会に祕密会を開いて、当委員会に十分その経過の内容を報告し、委員会と協力して、今会期中にこの統制問題に結論を與えられるように、委員長においてとりはかられんことを望みます。

○石原委員長 この場合、一言申し上げます。物價廳並びに安本、水產廳、この三つの役所においては、われく常任委員会が統制を撤廃するか、あるいは撤廃しない場合には價格の改訂をするかという要求を、委員会開会以来叫んでおるものであります。しかるに、まだ誠意のある、熱意のある、納得のできる御答弁はないのです。私がここに尋ねたいことは、この安本、物價廳及び水產廳が、價格の統制撤廃もしくは價格の改訂等について、熱心に三者打つて一丸となつて、日本の水産のために、漁村のために、熱意のある、合理的な協議懇談が重ねられたかどうか、またどの役所においても、省議をもつてこの議会中にきめなければならぬ点があると思うのであります。が、それが省議をもつて、物價廳は物價廳の廳議、安本は安本と、それぞれの廳議でそれぐらきめられておるかどうか。どういう方針になつておるかということを、祕密会において承りたい。それは日をあらためますから、

○砂間委員 水産物の統制について、いろいろな弊害や欠陥があるということは、私も認めています。しかし今すぐ統制を撤廃するということについては、共産党は別の見解を持つておるわけであります。たとえば高級魚なんかは統制を撤廃しましたけれども、しかし生産者の、実際たいやいろいろな魚をとつておる人たちの賣渡し價格といふものは、決してそういう値段では買われておらないのです。そこはやはり中間に立つておる魚市場だとが、仲買いだとか、問屋だとか、こういう中間機関が非常に権力を持つていて、それが買いたたいて、そうして片方で賣るときには、非常に小賣價格を高く賣るという、いわゆる中間機関の搾取が多い。この点やはり生産者は、資金の面において、あるいはいろいろな面において非常に力が弱い、そこに問題があるわけです。ですから、その方へ資金やなんかを十分に潤沢に供給してやるとか、あるいはせつからくつくり上げて來たところのこの協同組合をもつと育成しまして、もつと強化していく、こういう処置をとらずして、今ただちに統制を撤廃するということについては、私は相当疑問を持つわけであります。それで、その統制の問題に関連してお伺いしたい点は、寒天原藻の統制の撤廃の問題であります。つまりてんぐさですが、聞くところによりますと、物價廳、安本におきましては、この寒天原藻の統制を撤廃すると、そういう意向があるそうですが、はたしてそういう意向があるかどうか、という点をはつきりお伺いしたい。

それからこのてんぐさは今までに採藻期に入つておるわけですが、この場合、今すぐ統制を撤廻され、そうして加配米、リンク物資も來ないといふことになれば、業者は非常に大きな混乱に陥るわけです。これはちょうど石炭の場合、四千カロリー以下の石炭は、配炭公團の扱いから除外するというのと同じ結果をもたらすのです。これはやはり賣行きが悪いとか、あるいは輸出品のストックが非常に激増しておるとかいうことが言われておるらしいのですけれども、これには日本の寒天の品質が粗悪であるとか、いろいろな点がありましよう。しかしそうだからといって、たとえば中國との貿易といふような方面に、輸出場所を開拓していくならば、まだこの輸出の方面についても相当開拓の余地はある。それから原藻の輸出を許すという点について、政府ではそういう原藻の輸出をする意向はないかどうか、これは外國バイヤー筋の権威ある言によつても、日本政府は原藻輸出を拒むならば、將来日本の寒天原藻はその特產物であるにもかかわらず、世界の市場から繰り出される結果を招くだらうというようなことを、ある外國の有力なバイヤーの権威ある筋では言つておるということを聞いておるのであります。こういう点からいたしましても、この寒天原藻の統制を今ただちに撤廻するということは、てんぐさを採集する実際の漁民にとって、非常に大きな打撃と混乱を與える。この問題をいろ／＼論じて行くと長くなりますが、單に寒天原藻という点でありますから、また別の機会に申し上げることといたしまして、これだけお伺いしておきたいと思

い  
ます。  
それからもう一点は、加配米やリンク物資の問題であります。この点につきましては、過日森農林大臣にも質問いたしまして、そうして沿岸漁民がリンク配給を受けておる点が、非常に不合理であるという点は大臣も認められた通りであります。たとえば二十トン以上の漁船については基本配給をやつておる。ところが零細な漁民に対しても基本配給をやらない。なかなか加配米は非常に重大な問題である。今この沿岸の零細漁業も加配米のために非常に大きな困難に陥つておるわけです。これを安本や何かの方で聞くと、いろいろ理由があると思ひますけれども、これは技術的にも決して困難なことではない。たとえば漁船船員手帳といふものを発行して、実際に定置なら定置に從事している漁業労働者や漁民に手帳をやる。そうして定置許可をやつて、あとはどこへ行つて働くといふような制度にすれば、加配米は決してこの制度でできないことはないと思う。そして大きな資本漁業に対しては基本配給をやつておりますながら、零細漁民に對しては、加配米でも資材でもリンク制度にしておる。これはまったく漁業の生産を不可能にさせるものです。せつかり出て行つても、漁のことですから、とれない場合もある。しけを食う場合もある。にもかかわらず、魚をとらないから、配給しない、こんなむちやなことはない。こういう点について、ぜひ船員手帳をつくるなり、しかるべき技術的な方法を講じまして、基本配給をやつてやるというようにしていただきたいと思うのです。この寒天原藻の問題とだいまの基本配

給の点について、もう一べんお伺いしたいと思います。

○長谷川(清)政府委員 寒天は、お話をのように輸出水産物でありますので、外國市場の價格いかんということが内地の價格に敏感に影響いたしますので、現在の價格をもつて將來を律するということは、必ずしも適當でないと思ふのであります。しかし從來の経過から見ますと、大体現在のレートは三百三十円レートであります。それが今度爲替一本レートになりますと、三百六十円ということになるのであります。この場合公定價格を置いておくことになりますと、生産者價格とできた製品の價格との間に相当の開きができる参ります。その辺の調節はむろんわれく例外價格等の処置によつてやつてはおりますが、これはいかにも不自然なやり方でありますと、先ほど来てお話のありましたように、需給事情が一應安定したものについては、價格の統制をはずすという考え方がいいのですはないかとさうふうに考えておりますので、現在のところ寒天原藻 及びでります製品であります寒天につきましては、関係方面的の許可が得られますが、統制をはずしたいという氣持でございます。

○東畠政府委員 リンク配給の問題についてお答えいたします。生産資材等につきましては、仰せの通りわれわれ即應して配給する方向に行くことにつきましては、異存はありませんが、必たしましては、なるだけ基本配給の方法をとりたいのでありますと、遺憾な



かして万全なる漁業の発達を期そうとして懸命に努力しておるものであります。この点私はこの機会において、現に漁業を営まれておるということがあつたならば、非常な大きな問題が惹起されるということを一言申し上げたいと思ひます。

間に對して、大臣並びに長官からそれぞれ御答弁がありまして、了承したのあります。実は私はこの問題を質問せんとしたのですが、幸いに同僚松田議員から質問がありましたので、質問は省略いたしましたが、一点だけぜひこれを実行してもらいたいといふことは、大臣はもし不正な不純なことがあるならば、取消の決意をとるということを御答弁あつたのであります。また長官は漁業者に許可するという意見であった。その答弁を持つて來ないうちに許可したというようなことであつたとするならば、まさにこれ不純があつたということは言えるのであります。今や御承知の通り、この國会において漁業法が提案されまして、漁業権は全部漁業者に許可すべきであるということが示されておることは、おそらく北海道知事としても知らないことはなかろうと思うのであります。こうしたような機会において、カン詰工場に許可をするならば、私はこの際ぜひただちにその許可を取消されんことを要求するものであります。

次に大臣並び長官にお伺いしたいことは、聞くところによりますとさんまの漁獲について、これは政令で近く出そろとしておるということでありますが、その内容におきましては、撫養網をもつて漁獲するものは七月から十

月まではできない。その他の漁具で漁獲する場合は、七月から九月は漁獲ができない、というようなことを政令で出しますが、ということを、まずもつて伺いたいのであります。

○藤田説明員　さんまの問題につきましてお答えを申し上げます。御承知の通り從来さんま漁業については、漁期の制限をいたしておるわけであります。しかししながらその対象といたしましておるのは、樺受網を対象といたしておません。流し網になつておるところが最近におきまして、いわば樺受網を利用といふものが非常に激しく増加しております。従つてわれ／＼といたしましては、さんまの対策を立てた場合に樺受網を除外することはできない。従つて何らかの方針を立てます場合は、流し網も樺受網も全部包含しておるところの対策を立てなければならぬというふうに考えております。ただそのやり方をどうするかといふ点なれば、従つて、現在いろいろ研究いたしております。しかしだいまお話をございましたようなことを決定しておるわけではありませんんで、この点については、近く開かれます主務課長会議において、十分関係各縣の意向を聴取して、いかにしてさんま漁業の調整をはかつて行くかということを審議したい。その審議の結果に基いて対策を立てやつてもらう、そういうふうに申し上げておきます。

て、特に青森県等が問題になつたのであります。従つて大羽いわしの漁期とさんまを漁獲しておつたのであります。その流し網は大羽いわしと同じものであります。從つて大羽いわしの漁期とさんまを漁獲しておつたのであります。従つて大羽いわしの漁期とさんまを漁獲しておつたのであります。そこで対しましては漁獲はさしつかえないという條件があつたように私は記憶があるのでありますから、これに対しましては漁獲が、その漁獲するところの流し網の制限であるならばまだしも、特に今度はまだはつきりはしておらないといふけれども、撲滅網を制限するに至るならば、まつたく北海道並びに東北、特に青森縣、岩手縣方面のさんまの漁期を失するということに相なるのでありますから、今度の主務課長会議で決定する場合といえども、單に課長のみの会合ではなく、その場合再びこの委員会にも是非をはかつていただきたいということをここに要望して、私の質問は終る次第であります。

○小松委員 先ほど砂間君から寒天原藻の統制問題について質問があつたのであります。私もこれに関連して簡単にお尋ねしたいと思います。私どもは統制撤廃をすることを決して反対するものではありません。けれどもおよそ統制を撤廃するには、撤廃すべき準備があると私は思うのであります。寒天原藻の実情を見ましても、零細漁民はその資金あるいは資材、あるいはその加配米等に非常に今日不自由を感じております。こういう準備が万事整つてこそ、初めて統制が解除されてしまふべきだと思うのであります。ゆえに統制を解除するならば、かような統制を解除する準備を十分に盡して、そ

して業者に大きな影響のないようにしていただきたいということを、強くお願ひしたいのです。それから原藻に対して統制を撤廃するならば、当然その製品の寒天に対しても撤廃されることだと存じます。この寒天の統制撤廃に対しては、どういうようなお考えを持つておるか、同時に現在寒天に製品された輸出品たるべきものが、輸出品の規格が判然しておらないために、その一部はまだ業者に代金が支拂いが渡つておらぬというような実情に置かれております。そのため、製造業者も生産業者と同様に、非常な資金難に陥つておるのであります。こういう点に対しましては、いかなる御処置を政府としてはおとりになるお考えであるか。その点を簡単に伺いたいのであります。

つて、遺憾ながら一億の内定しました。融資ができなかつたのであります。もしあの一億が実際に貸し出されておれば、今日の悲況はもろんなかつたのであります。しかしながら現実はいかんともいたがたいので、この第一・四半期に入りまして、わざかではありますけれども、日本銀行の融資あつせんを通じて一千万円の融資が出たのと、それから中小企業廳の中小企業融資の面から、寒天製造の方に一千万円、かような金が最近決定いたしておるのであります。さうな事情で資金の面においては、あらかじめ統制の撤廃に対して用意をいたしたのでありますけれども、かような事情でこれが実施できなかつた。従つて今これを時期でない、いふやうなことで、先ほどもいろいろ問題があつたようでありますけれども、関係の方面に要望を長い間して来て、ようやくそれが実現する場合に、今度は都合が悪いからこれを延ばしてほしいといふやうなことは、遺憾ながら私どもとしては、今後の統制の撤廃に対して重大なる影響を与える、かよううに考えておるのであります。従つて業者の困ることについては、決して私はこれを軽視するものではありません。しかしながら先ほどもあげて委員各位からの熱望のある統制の問題に対して、撤廃しようといふ根本問題に影響するところを考えますと、今小松委員からのお話によりますと、業者の方から統制撤廃の要望があつて、その要望に従つて、ただちにその処置をすることは非常に困難であるということだけをお答えしておきます。

政府としては動いて來たのであつて、いまさら撤廃反対といつてもそれはまずいというお話をあつたのであります。が、しかしその間におきまして、客觀情勢が大きな變化をやつておる。なかんずく三百六十円の單一爲替レートの設定ということが非常に大きく響いておるわけなんです。これまで復金や政府からいろいろ資金が出ましても、それが主として寒天製造業者に出されておつて、ほんとうの生産者である漁民に直接貸出されたのはなかつたのであります。そのため寒天製造業者が資金を持つて、それを漁民にやつて、それから寒天原藻を集荷して製造して輸出するということをやつておるのでですが、その輸出がばつたりとまつて、ストック品が莫大に蓄積したというので、原藻生産者である漁民にさえも、半年も一年も経つてまだ金が渡らないので、生産者が非常な苦境に陥つておるわけであります。そして輸出の振わないとか何とかいうことの原因は、一つには製造した寒天が粗悪品である点も、非常に大きく影響しておる。静岡県などにおきましては、最近粉末にしたものができるておるのであります。が、ああいうものにすればまだ輸出の見込みがある。製造の技術改善と、いう点も非常に問題があると思うのであります。が、そういう製造業者、輸出業者の見込み違いというか、そのために生産者が不當に不利をこうむつておるというのが現状であります。そういう現状のもとにおいて、今すぐに統制を撤廃するということは、生産漁民に対して重大なる影響を與える。もうてんぐさをとり始めておるのですが、その着業資金もない。加配米も來なくなると

委○たり間お土はあは得進を廢すとすた。望すはだのとすす的ど金いこはておての

る漁民の心をうながすことを、採藻といふことにしてしまふと、あります。それでは、年をとし一年、なんやつてこんな措置などは、うながすことは、大きなかまへんことを、いふことだ。それは、まだ大きな変遷を示すことを、いまただちに表したのである。したいたいと申しますが、小松委員の軍ねで、分御答弁をめざしておられます。そこで、飯山政府をめぐらす、尋ねた空氣に対する対応として、

重大なる事態が発生する。これが、いわゆる「重大な事故」である。この重大な事故は、必ずしも、その原因が、たとえば、機械の故障や、工場の火災など、工場内に起きたものであることはない。たとえば、工場の外で、車両の運転による交通事故が、工場の建物に衝突して、火災が発生するなど、その原因は、工場外に起きたとしても、その結果として、工場内に重大な事故が発生する場合がある。また、工場内での作業中の事故や、工場外での作業中の事故など、その原因が、たとえば、機械の故障や、工場の火災など、工場内に起きたものであることはない。たとえば、工場の外で、車両の運転による交通事故が、工場の建物に衝突して、火災が発生するなど、その原因は、工場外に起きたとしても、その結果として、工場内に重大な事故が発生する場合がある。

る尋ねた  
塞天の間  
程度にお  
る改善が  
る原藻業者  
の改善を  
に改善に努め  
進につい  
たと思う  
うな状態  
したことか  
いう建前  
で粉塵  
いうので  
あるのであ  
しては、要  
はもして、輸  
りますれ  
さな影響を  
あります  
がありません  
ること  
業者の原藻  
にやるので  
うな影響を  
ます。

たが、この大体輸出量代金を製造出の梗概裏に、これにあつては、そのための姿でやつてござります。天が清水にて買入のためでやつてござります。私に對しましては、今までの問題は善處左へつくりであります。どううござります。寒天業者より質問をしては全力であります。かように御指導を承りますわが方法によりますのであります。船問題が、科学的な

はどの基準原藻が主なると見立てるの出し金で販賣者これにかかる問題をもつておる。この問題は、たゞ一つの問題でなく、漁業者もまたその問題である。漁業者もまたその問題である。漁業者もまたその問題である。

るのか、ナ  
ー、水産廳は、どうし  
くして、昨  
たい。  
飯山政府委  
については、  
るか。そ  
るが、  
た。水産廳は、どうし  
くして、昨  
たい。  
この問題は、  
拡張の問題を  
に対しても、  
ら超つてしま  
ける以西庶  
長は、漁業  
は得られ  
よ、こう、  
ます。その  
つて自分で主  
されて、相  
られたのであ  
がされてお  
た漁区にナ  
の設備、(一  
うなことか  
私どもはこ  
たのであり  
うことができ  
うがいたし  
望をいたし

、資料の開発、三割程度の割合でありますので、この三割は、従つてわれわれが、この三割をなすべき数をなるべくければならないのです。なぜなら、これがなければ、そのものが、業者との話し合い、表示されねばならないからです。

員会の御意向も伺いたいと考えておりますので、決定案とはいたしておらぬのであります。ただ草案として今持つておるような状態でありますので、これを一組所有者あるいは多数の所有者について、どういう割合になすべきかということは、最も慎重を期さなければならぬであります。これをやることについては、各関係業者の意向も質し、また当委員会の意向も伺つて、決定案をつくりたいと考えております。

○小松委員 そうすると、減船問題に對しては、水産廳だけの単独の意思で御決定にならないで、当委員会にお諮りになつて御決定になると考へてよろしいのでございます。

○飯山政府委員 さように考へております。

○小松委員 その時期はいつごろまでに完了しようという御方針でありますか。

○飯山政府委員 御承知の通り底引きの盛期は大体十月から翌年の四、五月であります。従つて七月、八月は底引きの閑散期であり、大体ドックの時期、修理の時期となつておりますので、われくといたしましては、この期間にできるだけこれを決定するよう進めたいと思つております。

○小松委員 水産廳の整理要綱として示されておるのを見ますと、私ども是非常に不可解な感を持つのであります。水產廳ではたして三月三十四日にこういう案をお示しになつたのかどうか。これを見ますると、三割の減船の方針であります。が、その三割の減船方針といふのは、多數の許可を持つている者に対しては、一割の減船しかしないということを示されたものが水產廳

の案として與えられてゐるのであります。この点は私どもは非常に矛盾をしていると思う。これは多数の人々が多く犠牲を拂つていただいて、少數の人々を救い上げるという方針をとらなければならぬと思う。ことに一組業者のごときは、整理されたら全生活権を奪われることになるのでありますから、この点は絶対に保護しなければならぬと思いますので、十分に御考慮を願いたいと思うのであります。そうして三割の整理をするならば、一組業者は別にして、たくさんの許可を持つてゐるいわゆる大規模業者に多くの犠牲を拂つていただきたいという方針で、進んでいただきたいと思うのであります。

ります。こういうことがわかつております。ながら、終戦後轉換資本や何かに對して、どんく建造許可を與えて行つたということは、水産廳の無定見を明白に示しているものだと思うのであります。そのためにこういう事態が起つたわけでありますけれども、過去の責任を追究しても始まりませんから、これは一應おきますが、この整理をするにあたりましては、船をたくさん持つている大きい者を整理して、一隻や二隻しか持つておらぬような者は存続させて行くという今小松委員が述べられた、ような方針がとられなければならぬと、私どもは考えております。そこでこの漁船を整理する場合において、さしあたり問題になるのは船員・漁業労働者の処置の問題であります。これがもし失業するということになりますと、たなばた、この人たちの生活権是非常に重大なる脅威にさらされるわけであります。この漁業労働者の生活をどういうふうに見て行くかという点について、水産廳はどういう考え方を持つておられるかということを、第一に御質問申し上げたい。

本家に対し嚴重なる警告を發する必要があると思う。大体以西底引あたりの大型船に乘つてゐるところの船員は労働組合を組織していく、きのうも海員組合の委員長が参つたのであります。海員組合としては、大いに組合で自肅自戒をしている。もし労働組合員の中で、しいてラインを破つて行こうという者ががあれば、これは組合から除名して下船させてしまう。そういう決意を持つてゐることを表明しておきました。ですから越境の問題については、漁業資本家の責任であるということをばつきり言つておきたいと思います。

第三の問題は、停船させた場合の漁業労働者の生活の点等にも関連して來るわけでありますが、この底引きをやめた船や船員を政府の監視船に振り向けて行けば、船もその方に使われるし、船員も失業することなしに、またラインを越えて行くことを監視するという一石三鳥くらいの効果があるのではないかと思うのですが、そういうふうに活用して行く意思はないかどうか。これは將來漁区が拡張された場合においては、それをただちに拡張された漁区へ持つて行つて利用することができる。やはり水産技術という点は、日本の非常に重要な特徴でありまして、これはやはり將來に生かして行くことが必要である。ルンペンとして生活を破綻させてしまふことは、日本の國策としてもとるべきものではないと了解しておりますが、これらの点について、水産廳長官の所信を伺いたい。

○飯山政府委員 今砂間さんから、三点について御意見があつたようだ。思ひ

第一点の從業員の問題であります  
が、これは過日私の方にも海員組合の  
漁船関係の方々がお見えになりました  
て、停船はやむを得ない、停船にはわ  
れわれも協力せざるを得ない。しかし  
今お話のように、自分の生活の保障  
という点について考慮を拂うべきだと  
いう、ただいまの通りのお話があつた  
のであります。その際に私はかように  
お答えしておいたのであります。普通  
の場合には、こういうふうな整理をす  
る場合に、國家的に何らか財政的か処置  
が從来はあつたはずであり、またある  
べきだと私は考える。しかしながら現  
在の情勢においては、これが積極的に  
國家財政をもつてまかなくことが許さ  
れない状態にある。従つてわれく  
は、整理された場合には、整理されな  
かつたところの人々によつて、これら  
の経営者及び從業員の問題の解決に協  
力を仰がなければならぬ、こういうふ  
うに私どもは考えておる。こういうこ  
とをお答えしたのであります。ただし、  
まのようく、これが具体的に、いかよ  
にしてその人たちの生活を保障するか  
という点については、今後整理の場合  
において、整理される者と残る者の  
関係において、それをきめなければな  
らぬ問題でありますので、今ここで具  
体的に私から申し上げる資料は持つて  
おらぬのであります。しかしながら最  
後にお話の、監視船としてこれを使う  
ことはどうか、一石三鳥の方法ではな  
いか、こういうお話に対しましては、  
これはきわめて賢明なことと私どもも  
考えますので、もしわれーの方の取  
締り費用の額が許すならば、できるだ  
けそういう方面にこれを差向けるよう

にはいたしたいと考えております。

○石原委員長 本日はこの程度にとどめたいと思います。

つきましてはお諮りしたいのであります。かつて本委員会より政府に要望する事項を決定したわけであります。それは水産物の統制改善に関する件、漁業災害保障制度の確立の件、漁業用資材に対する補給金支出の件、水産金融対策に関する件、このほかにもう一つ追加をしたいと思うのであります。それは

漁業用燃油確保に関する件

一、近時漁業用燃油の割当は少量のため生産出力を欠きつつあるので

政府はこれが事態を認識し燃料確保について速急に適切なる措置を探るべきである。

この一つを加えたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議なしと認めます。さよう決します。

これでもつて本日は散会いたします。

午後四時四十六分散会

昭和二十四年六月三十日 印刷

昭和二十四年七月一日發行

會議院事務局

印刷者 印 刷 局